

新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する山形県内の資金繰り支援について

まずは金融機関にご相談ください

| 資金名 | 貸付対象者（融資を受けられる方） | 利率 | 貸付限度額 | 貸付期間 | 保証料等 | 取扱期間 | 認定機関 |
|----------------|--|--|----------------------|---------------------|------------------------|-------------------------|------|
| 地域経済変動 対策資金 | 新型コロナウイルスの影響により、 <u>最近1か月の売上が前年同期に比して50%以上減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期に比して30%以上減少することが想定される</u> 中小企業・小規模事業者 | 無利子 (通常年1.6%(固定)) ※利子分を県、市町村、 金融機関が負担 | 2億円 (運転資金のみ) | 10年以内 (うち据置2年以内) | 無料 | 令和2年3月16日 ～8月31日 | 山形県 |
| | 新型コロナウイルスの影響により、 <u>最近1か月の売上が前年同期に比して30%以上減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期に比して30%以上減少することが想定される</u> 中小企業・小規模事業者 | | 5千万円 (運転資金のみ) | | | | |
| | 新型コロナウイルスの影響により、 <u>最近1か月の売上が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月間売上が前年同期に比して減少することが想定される</u> 中小企業・小規模事業者 | 年1.6%(固定) | 金融機関の定めるところによる | | 令和2年2月25日 ～当分の間 | | |

※融資に際しては金融機関の審査があり、ご希望どおりにならない場合もありますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証の適用について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づくセーフティネット保証が適用されることとなり、官報に掲載されましたのでお知らせします。

| 指定災害 | 保証対象者 | 保証限度額 | 保証割合 | 保証料率 | 問合せ先 |
|------------------------------|--|------------------------|----------------|---|---|
| 令和2年 新型 コロナウイルス 感染症 | 下記のいずれにも該当する中小企業者 ①申請者が、上記の指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 ②上記の指定災害の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、 <u>原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが想定されること。</u> | 2億8千万円 (通常の保証枠とは別枠) | 融資額の100% 保証 | 融資額の1% (山形県商工業振興資金を利用した場合は、県・市町村の保証料補給及び協会割引により企業負担ゼロ) | 山形県信用 保証協会 電話 023-647-2240 |